

報告 1 台湾涉外民事保全手続 (仮差押) における若干問題

林 恩 瑋*

涉外事件において、保全手続は、権利を確保するための重要な法的道具として、権利保障という訴訟目的の実現に影響を及ぼす。しかし、保全手続に実質的に包摂されるものはその定義によって変わる。広義の民事保全は特別法上の保全規定を含む。例えば、家庭内暴力防止法第 2 章以降の民事保護命令に関する規定、又は会社法 287 条の会社更生手続における会社財産の保全処分規定である¹⁾。一方で、狭義の民事保全は専ら民事訴訟法上の仮処分、仮差押手続に関する規定を指す。本稿は後者を中心に検討する。

国内事件の場合と同様に、涉外事件では、当事者は、将来に生じうる、権利が回復し難あるいは回復できない危険を排除するために、保全手続を利用する。しかし、涉外事件は、国境を越え、他国の主権との関係など特殊な性質を有する。そのため、涉外事件に関する保全手続問題を考えるとき、我々は単に国内手続法上の概念から推論すべきではなく、このような事件類型の特殊性を正視したうえで、適切に、国際的な現状にあわせて、合理的な解釈をすべきである。

一般的には、仮差押あるいは仮処分決定は、訴訟当事者間の権利義務の判断に関係しない。問題となるのは、その執行により、債権者の権利を保全し、債務者の財産移転、隠匿、散逸などの行為、あるいは請求目的物の変更により将来生じる執行不能あるいは執行の困難を回避するという点だけである。したがって、ある国の裁判所の保全手続には、域外的効力がなく、法的には外国裁判所を拘束することができず、実際上それを進めることができるにすぎない(建議性)²⁾。それは外国裁判所の確定判決で問題

* 東海大学法律学院教授、フランスストラスブール大学法学博士。

1) 李木貴『民事訴訟法(下)』(台湾、元照、2010年)10-34頁。
2) 陳隆修『國際私法管轄權評論』(台湾、五南、1986年)154頁。

となる「間接管轄 (compétence indirecte)」とは異なり、区別しなければならない³⁾。

民事訴訟法 524 条によれば、「仮差押えの申立は、本案管轄法院又は目的物が所在する地の法院により管轄する (1 項)。訴訟が既に係属しもしくは係属すべきである第一審法院は本案管轄法院である。ただし、訴訟が第二審法院に係属する場合、第二審法院が本案管轄法院となる (2 項)。」本条は国内の仮差押事件についての規定である。現行法上、涉外仮差押手続の国際管轄権に関する明文規定がないので、右規定を類推適用することができる。したがって、内国法院が本案訴訟につき管轄権を有するとき、将来訴えられる可能性のある債務者に対する渉外的保全措置の債権者からの申立について、民事訴訟法 524 条 1 項を類推適用すると、内国法院は明らかに国際管轄権を有する。問題があるのは、係争涉外事件の本案訴訟が外国で提起されるのちに (すなわち、本案訴訟がすでに外国の第一審裁判所に係属している)、債権者が内国法院で保全を申立てた場合、内国法院はその保全事件について国際管轄権を有するか否かということである。この問題を検討するために、わが国の司法実務上の離婚及び夫婦財産分割に関する一つの判例を紹介する。

A (妻) と B (夫) は、両名共にアメリカ国籍を有する。B は台北市に経常居所を有する。B は C との不貞行為を行い、生活能力がない A をアメリカで遺棄し、また財産を隠匿したうえに、96 万 5000 ドル以上の夫婦共有財産を台湾に移転した。A はアメリカジョージア州グイネット郡高等裁判所で離婚及び夫婦財産分割の訴えを提起し、勝訴判決を得たのちに、台湾で強制執行を申立てる予定であった。強制執行の不能または困難のおそれを鑑み A は台湾台北地方法院 (以下「台北地院」という) で B の財産に対する 3000 万台湾ドルの範囲内での仮差押えを申立てた。しかし、台北地院、台湾高等法院ともに、A の仮差押えの申立てを却下した。

抗告審における最高裁判所の判旨は、以下のようにまとめることができる⁴⁾。

3) 少なくとも、今の台湾の成文法法源には、外国保全手続裁定の承認及び執行に関する規定が存在しない。また、「間接管轄」の概念及びその基礎理論は林恩璋、『國際私法理論與案例研究』(台湾、五南、2013 年) 23 頁以降を参照。

4) 最高法院 103 年台抗字第 1020 號民事裁定。

1. わが国の法院は本案訴訟につき国際審判管轄権を有する：家事事件法 53 条 1 項 4 号の規定に基づいて、夫婦の一方が中華国内で継続的に一年以上の經常居所を有する場合の婚姻事件について、中華民国法院には裁判管轄権がある。どのような状況が「經常」といえるのかについては、事案によって判断する。よって、夫婦二人とも外国人であり、その一方がわが国の域内に一年以上經常居所を有する場合、夫婦は家事事件法 53 条 1 項 2 号に規定する住所又は共通居所を有しなくても、訴訟提起の便宜のため、当該事件につきわが国法院の国際審判管轄権を認めることができる。

2. 本案訴訟につきわが国法院は国際審判管轄権を有し、仮差押えについても国際裁判管轄権を有する：仮差押申立は本案管轄法院又は目的物所在地の法院が管轄する。訴訟が既に係属するかもしくは係属すべきである第一審法院は本案管轄法院である。この点については民事訴訟法 524 条 1 項、2 項には明文規定がある。涉外事件の場合でも、この規定の適用は当事者間の公平、裁判の適正及び手続の迅速等の原則に反しない。よって、本案につきわが国が管轄権を有する場合に、原則として、本案を保全するための仮差押事件についてのがが国法院の国際裁判管轄権を認めるべきである。

3. 本案の被告 B は台湾で經常居所を有し、何時でも台湾で訴えを提起できる：両当事者ともアメリカ人であるが、被告は台湾で約 30 年間商事活動を行い、台湾での居住時間も毎年 6 ヶ月以上に及び、台北市松山区に經常居所を有する。家事事件法 53 条 1 項 4 号規定に基づいて、台北地院が本件仮差押の本案管轄法院となる。B は何時でも台北地院で提訴することができる。A も台北地院で本件差押の本案訴訟を提起することができないとはいえない。

4. A はアメリカで提訴したが、台湾で改めて訴訟を提起できないとはいえない：A は既にアメリカの裁判所で本案訴訟を提起したが、民事訴訟法 182 条 2 項に基づいて、A はわが国法院で更に提訴することができる。わが国法院は同法 524 条 2 項に規定する訴訟が係属すべきである裁判所になるともいうことができる。したがって、A が主張している、台北地院は右規定における係属す「べきである」第一審法院になること、及び台北地院は本件仮差押えにつき管轄権を有するか否かについて更に検討する必要がある。

最高法院の上述の意見については、以下の諸論点が検討されなければならない。

1. 並行訴訟 (parallel proceedings) の問題

涉外訴訟に関しては、統一的に優先適用される国際管轄権規範が存在しない。そのため、係争涉外事件の国際管轄権について、各国の裁判所は、個別主義 (particularisme) の原則に基づき、国内法上の国際裁判管轄規範にしたがって判断を行う。したがって、涉外訴訟においては、原則的に、いわゆる訴訟合併に関する問題がない。各国は各自の手続規定によって同一の涉外事件を並行して訴訟を行うことができる。他国が係争涉外事件を受理することは、内国裁判所の国際管轄権に影響を及ぼさない⁵⁾。

本件の場合、最高法院は以下の見解を明らかに示した。すなわち、本案訴訟の提起がアメリカで行われたが、国際管轄権の問題は特殊な問題であり、並行訴訟が発生する可能性もある。そのため、アメリカ裁判所が本案訴訟を管轄し、受理した場合でも、内国裁判所である中華民國法院は本案訴訟についての国際管轄権を失うわけではない。最高法院は、さらに、台北地院が民事訴訟法 524 条に規定する「本案管轄法院」になるとの推論から、台北地院は本件仮差押申立事件について国際管轄権を有することものとした。最高法院の右見解には賛成である。

2. わが国法院は本案訴訟につき国際審判管轄権を有し、仮差押についても国際裁判管轄権を有する：

民事訴訟法 524 条 1 項、2 項の規定に基づいて、「仮差押申立は本案管轄法院又は目的物が所在している地の法院により管轄する。」「訴訟が既に係属するもしくは係属すべきである第一審法院は本案管轄法院である。」最高法院によると、右規定は国内仮差押手続の規定であるが、涉外事件においても、同規定を類推適用することができる。「よって、本案につきわが国が管轄権を有するとき、原則として、本案を保全するための仮差押事件について、わが国法院の国際裁判管轄権を認めるべきである。」

保全手続の従属性 (subordinate)⁶⁾ に着目することから、民事訴訟法は、

5) 林恩璋、「國際私法上選購法院 (forum shopping) 問題之研究」東海大學法學研究第 47 期、2015 年 12 月、237-268 頁を参照。

6) もしくは「付属性」、「付随性」。一般的には、保全手続事件は暫定性、緊急性、従属性及び密行性などの性質がある。それは終局的執行を確保するための手段として、本案訴訟に依存する。したがって、民事保全裁定手続は本案訴訟手続に従

仮差押につき本案管轄法院が管轄することを規定する。しかし、法体系という観点からすると、右規定は国内保全手続の管轄のみを対象と、涉外保全手続に関係しない。右規定が涉外保全手続にも適用されると考えるとしても、「本案管轄法院」の解釈については、「中華民国法院」、即ち「訴訟が既に係属もしくは係属すべきである『中華民国』第一審法院」だけを指す。なぜならば、もし外国裁判所が本案管轄法院になるとすれば、内国保全手続の従属性が弱化（weaken）されることになる。その場合、保全手続の実施が債権者に対して実効性（effectiveness）を有するか否かという問題が、内国保全手続の管轄について考慮されなければならない。

3. 民事訴訟法 523 条 2 項は国内仮差押手続についての規定である

民事訴訟法 523 条は「仮差押をするためには、将来に強制執行できないあるいは執行を困難となるおそれが必要で」（1 項）とし、「外国でしか強制執行できない場合は将来に強制執行できないあるいは執行が困難となるおそれがあるとみなすことができる」（2 項）と規定する。条文の文言から、外国でしか強制執行できないにもかかわらず、係争涉外事件に関する仮差押えの申立について管轄権を有しさえすれば、わが国法院は仮差押の申立てを認容しなければならないという誤解が生じるかもしれない。しかし、同条 2 項の規定は仮差押申立の特別要件として理解されるべきである。仮差押手続の管轄権を行使するために、当該仮差押申立事件につき管轄権を有するという要件の他、保全の必要性という要件も満たさなければならない。したがって、保全の必要性要件（有効要件）、及び管轄権規定（合法要件）ともに、わが国法院が仮差押申立を認める要件となる⁷⁾。仮差押申立が管轄権規定のみを満たす場合には、仮差押えの発令はできない。債権者は、将来に強制執行ができなくなるか、あるいは執行が困難となるおそれのあることを立証しなければ、仮差押命令を得ることはできない。民事訴訟法 523 条が規定するのは、債権者の立証の困難を軽減するための保全の必要性要件に関する擬制だけである⁸⁾。

さらに、民事訴訟法 523 条 2 項は国内の仮差押に関する規定であり、方

属する。いわゆる従属性である。李木貴『前掲書』（同注 1）10-36 頁。

7) 陳計男『民事訴訟法論（下）』（台湾、三民、2005 年）438 頁以降。

8) 吳明軒『民事訴訟法（下冊）』（台湾、三民、2009 年 10 月修訂 8 版）1636 頁以降。

法論上の一方的規定として、涉外事件に適用される余地はない。台湾高等法院の見解によると、同項に規定する「外国」は、わが国の司法権が及ばない国家と指す。したがって、民事訴訟法 523 条 2 項は内国仮差押手続についての規定であり、涉外事件に適用される余地がない。

4. 民事訴訟法 524 条 2 項に規定する「訴訟が既に係属し、もしくは係属すべきである第一審法院」が外国裁判所である場合、係争事件に関する仮差押申立について、わが国法院は国際管轄権を有しないわけではない：

原則として、民事訴訟法 524 条の管轄権規定が内国仮差押事件について設けられる。したがって、同条 1 項に規定する「仮差押申立は本案管轄法院又は目的物の所在する地の法院により管轄する」の「本案管轄法院」は、わが国民事訴訟法の土地管轄の規定に基づいて本案につき管轄権を有する法院と理解されるべきである。ただ、涉外事件において、現行法上、涉外仮差押手続の国際管轄権についての明文規定がないので、右規定を類推適用する場合には、事案に応じて調整する必要がある。

民事訴訟法 524 条 2 項は「訴訟が既に係属し、もしくは係属すべきである第一審法院は本案管轄法院である。ただし、訴訟が第二審法院に係属している場合に、第二審法院が本案管轄法院となる」と規定する。もし本案訴訟が外国裁判所の管轄権に属する場合に、債権者（通常は原告である）がわが国法院で仮差押を申立てたならば、わが国の法院は国際管轄権を有するであろうか。

この問題について、二つに場合分けすることが可能である。

①わが国の法律に基づいて、わが国法院も国際管轄権を有する場合。この場合、国際訴訟管轄競合の問題が生じる。前述の最高法院の見解によると、わが国法院は本案につき国際管轄権を有し、訴訟が係属すべきである法院、すなわち、本案管轄法院とみなされることができる。よって、債権者が外国で本案訴訟を提起したとしても、右民事訴訟法規定を類推適用する以上、わが国法院は債権者の仮差押申立てについて、国際管轄権を有する。

②わが国の法院が本案につき国際管轄権を有しておらず、外国裁判所だけが本案につき国際裁判管轄権を有する場合。この場合、右規定を類推適用する以上、わが国法院は債権者の仮差押申立につき国際管轄権を有するか否かということは、仮差押の目的物の所在地がわが国にあるか否かに

よって決められる。立法例として、『民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する2000年12月22日の理事会規則(EC)44/2001』（ブリュッセルI規則）31条⁹⁾、及び2004年ALI/UNIDROIT Principles of Transnational Civil Procedure2.3条¹⁰⁾はが同様の見解を採用しており、財産所在地での仮差押、仮処分申立てを認める。参考にすることができる¹¹⁾。

9) 英文版条文：「Application may be made to the courts of a Member State for such provisional, including protective, measures as may be available under the law of that State, even if, under this Regulation, the courts of another Member State have jurisdiction as to the substance of the matter.」

10) 「A court may grant provisional measures with respect to a person or to property in the territory of the forum state, even if the court does not have jurisdiction over the controversy.」

11) 陳隆修『中國思想下の全球化管轄規則』（台湾、五南、2013年）197頁以降。